

議案第九号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の四」を「第二十四条の二」に改める。

第十三条の二中「昭和三十三年政令第三百六十二号」の下に「。以下「政令」という。」を加える。

第十四条第一項中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金を含む。以下「退職手当等」という。）に係るもの並びに地方税法第二十四条第一項に規定する」を「地方税法第五十条の二及び第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する」に改め、「（以下「利子割額等」という。）」を削り、同条第三項中「退職手当等に係るもの及び利子割額等」を「地方税法第五十条の二及び第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつ

て課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額」に改める。

第十四条の四第一項第一号中「百分の六十八」を「百分の八十」に、「百分の六十五」を「百分の六十」に改め、「見込額」の下に「（政令第二十九条の七第二項第六号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）」を加え、同項第二号中「二万七千六百円」を「三万二千二百円」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第十四条の八中「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第十四条の十二第一項第一号中「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、「見込額」の下に「（政令第二十九条の七第三項第五号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額）」を加え、同項第二号中「九千六百円」を「八千七百円」に改める。

第十四条の十六中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「百分の十二」を「百分の十六」に改め、「見込額」の下に「（政令第二十九条の七第四項第五号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十条の十に規定する方法により補正された後の金額）」を加え、同項第二号中「一万千五百円」を「一万二千円」に改める。

第十八条の二中「四十七万円」を「五十万円」に、「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第一号イ中「一万六千五百六十円」を「二万八千四百四十円」に改め、同号口中「五千

七百六十円」を「六千九十円」に改め、同号八中「六千六百六十円」を「八千四百円」に改め、同条第二号イ中「一万千四十円」を「一万五千六百円」に改め、同号口中「三千八百四十円」を「四千三百五十円」に改め、同号八中「四千四百四十円」を「六千円」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令第五十六条の八十九第四項に定める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千二百四十円
ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 千七百四十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二千四百円
第二十四条第一項第二号中「二年を経過する月」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第二十四条の二及び第二十四条の三を削り、第二十四条の四を第二十四条の二とする。
第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

附則第二項中「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加える。

附則第十五項を附則第十七項とし、附則第十四項を附則第十六項とする。

附則第十三項中「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十二年度から平成二十五年までの各年度」に改め、同項を附則第十五項とし、附則中第十二項を第十四項とし、第八項から第十一項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第七項を削る。

附則第六項中「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改め、同項を附則第九項とし、附則中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十三条の二第五項の配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第

三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例第十四条の四第一項、第十四条の八、第十四条の十二第一項、第十四条の十六、第十五条の四第一項及び第十八条の二の規定は、平成二十二年度分の保険料から適用し、平成二十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の杉並区国民健康保険条例第二十四条の三の規定による平成二十一年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>第六章 保険料（第十三条 第二十四条の二）</p> <p>第七章及び第八章 略</p> <p>附則</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第十三条の二 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「政令」という。）第二十九条の七第一項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>第六章 保険料（第十三条 第二十四条の四）</p> <p>第七章及び第八章 略</p> <p>附則</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第十三条の二 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「政令」という。）第二十九条の七第一項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦</p>

課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十四条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額（都民税額及び特別区民税額の合算額（地方税法第五十条の二及び第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する

利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除外。）をいう。以下同じ。）に、第十

課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十四条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額（都民税額及び特別区民税額の合算額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金を含む。以下「退職手当等」という。）に係るもの並びに地方税法第二十四条第一項に規定する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額（以下「利子割額等」という。）を除外。）をいう。以下同じ。）に、第十

四條の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

3 一般被保険者につき、前二項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額及び市町村民税額を、東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）及び杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）に定める算定方法によつて算定し直した額の合算額（地方税法第五十条の二及び第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。）をもつて、第一項の住民税額とみなす。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課

四條の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

3 一般被保険者につき、前二項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額及び市町村民税額を、東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）及び杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）に定める算定方法によつて算定し直した額の合算額（退職手当等に係るもの及び利子割額等

を除く。）をもつて、第一項の住民税額とみなす。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課

額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の八十（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額（政令第二十九条の七第二項第六号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき

三万千二百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の四十に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2 略

（基礎賦課限度額）

第十四条の八 第十三条の四又は第十四条の

額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の六十八（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十五に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額

の総額で除して得た数）

- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき
- 二万七千六百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2 略

（基礎賦課限度額）

第十四条の八 第十三条の四又は第十四条の

五の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十三条の四の基礎賦課額と第十四条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十八条及び第十八条の二において同じ。）は、五十万円を超えない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十四条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二十三（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額（政令

第二十九条の七第三項第五号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

五の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十三条の四の基礎賦課額と第十四条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十八条及び第十八条の二において同じ。）は、四十七万円を超えない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十四条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二十六（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額

の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき
八千七百円（一般被保険者に係る後期
高齢者支援金等賦課総額の百分の四十に
相当する額を当該年度の初日における一
般被保険者の見込数で除して得た額）

2
略

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第十四条の十六 第十四条の十又は第十四条
の十三の後期高齢者支援金等賦課額（一般
被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に
属する場合には、第十四条の十の後期高齢
者支援金等賦課額と第十四条の十三の後期
高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。
第十八条及び第十八条の二において同
じ。）は、十三万円を超えることができな
い。

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係
る介護納付金賦課額の保険料率は、次のと

二 被保険者均等割 被保険者一人につき
九千六百元（一般被保険者に係る後期
高齢者支援金等賦課総額の百分の四十に
相当する額を当該年度の初日における一
般被保険者の見込数で除して得た額）

2
略

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第十四条の十六 第十四条の十又は第十四条
の十三の後期高齢者支援金等賦課額（一般
被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に
属する場合には、第十四条の十の後期高齢
者支援金等賦課額と第十四条の十三の後期
高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。
第十八条及び第十八条の二において同
じ。）は、十二万円を超えることができな
い。

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係
る介護納付金賦課額の保険料率は、次のと

おりとする。

一 所得割 百分の十六（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額（政令第二十九条の七第四項第五号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万二千円（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額）

2 略

（保険料の減額）

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、

おりとする。

一 所得割 百分の十二（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額

除して得た数）
の総額で

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万千円（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額）

2 略

（保険料の減額）

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、

それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十万円を超えらるる場合には、五十万円）及び第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十三万円を超えらるる場合には、十三万円）並びに第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超えらるる場合には、十万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）
現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失

それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が四十七万円を超えらるる場合には、四十七万円）及び第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十二万円を超えらるる場合には、十二万円）並びに第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超えらるる場合には、十万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）
現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失

した日の前日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 二万千八百四十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千九十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 八千四百円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所

した日の前日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万六千五百六十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 五千七百六十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千六百六十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所

得金額の合算額が、地方税法第三百十四
条の二第二項に規定する金額に地方税法
施行令（昭和二十五年政令第二百四十五
号）第五十六条の八十九第一項に定める
額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期
日後に保険料の納付義務が発生した場合
にはその発生した日とする。）現在にお
いて、その世帯に属する被保険者（当該
世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所
属者（当該世帯主を除く。）の数の合計
数を乗じて得た額を加算した金額を超え
ない世帯に係る保険料の納付義務者であ
つて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万五千六

百円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被
保険者均等割額 被保険者一人につ
いて 四千三百五十円

得金額の合算額が、地方税法第三百十四
条の二第二項に規定する金額に地方税法
施行令（昭和二十五年政令第二百四十五
号）第五十六条の八十九第一項に定める
額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期
日後に保険料の納付義務が発生した場合
にはその発生した日とする。）現在にお
いて、その世帯に属する被保険者（当該
世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所
属者（当該世帯主を除く。）の数の合計
数を乗じて得た額を加算した金額を超え
ない世帯に係る保険料の納付義務者であ
つて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万千四十

円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被
保険者均等割額 被保険者一人につ
いて 三千八百四十円

八 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百二十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令第五十六条の八十九第四項に定める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千二百四十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被

八 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 四千四百四十円

保険者均等割額 被保険者一人について
千七百四十円

八 介護納付金賦課額に係る被保険者均
等割額 被保険者一人について 二千
四百円

(保険料の減免)

第二十四条 区長は、次の各号のいずれかに
該当する者のうち必要があると認められる
ものに対し、保険料を減免することができ
る。

一 略

二 次のいずれにも該当する者(資格取得
日の属する月以後平成二十五年三月三十
一日までの間に限る。)の属する世帯の
納付義務者
イ及びロ 略

2
及び
3 略

(保険料の減免)

第二十四条 区長は、次の各号のいずれかに
該当する者のうち必要があると認められる
ものに対し、保険料を減免することができ
る。

一 略

二 次のいずれにも該当する者(資格取得
日の属する月以後二年を経過する月
までの間に限る。)の属する世帯の
納付義務者
イ及びロ 略

2
及び
3 略

第二十四条の二 削除

(保険料の減免の特例)

(保険料に関する申告)

第二十四条の二 略

第二十五条 削除

附 則

1 略

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法(昭和四十年法律第三十三

第二十四条の三 第二十四条に規定するもののほか、区長は、第十八条の二各号の一に該当する者のうち、特に必要と認めるものに対し、保険料を減額することができる。

(保険料に関する申告)

第二十四条の四 略

(被保険者証の交付に関する特例)

第二十五条 区の区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、被保険者証の交付の請求があつた場合においては、区は、その請求があつた日から起算して三箇月を経過するまでの間において当該被保険者証を交付するものとす。

附 則

1 略

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法

号)第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額)」とする。

3) 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十三条の二第五項の配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とす

第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額)」とする。

る。

4 | 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

5 | 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金

額」とする。

6| 略

7| 略

8| 略

9| 地方税法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

3| 略

4| 略

5| 略

6| 地方税法附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

7| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金

15	平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「、法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。	14	略	13	略	12	略	11	略	10	略
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

13	平成二十年度及び平成二十一年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「、法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。	12	略	11	略	10	略	9	略	8	略	額」とする。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	---	----	---	----	---	---	---	---	---	--------

17| 16|

略 略

15| 14|

略 略